

# 北アルプス学校間連携 共同学校事務室だより

【発行責任者】 北アルプス学校間連携運営委員会  
代表事務室長 小柳 昭文（大町市立仁科台中学校）  
第 1 号 令和 4 年 10 月 5 日発行

## 「北アルプス学校間連携」の願い

代表連携事務室長 小柳 昭文

「北アルプス学校間連携」は、学校事務の連携組織です。設立3年目になりました。これは学校事務職員が、教育委員会・校長会・教頭会・そして全学校と連携しながら「学校事務」を通じて学校教育に寄与する組織です。北アルプスが高々と連なっているように、学校間も連綿とつながっていききたいという願いが込められています。

事務研究会が毎年まとめている「研究のあゆみ」から組織設立の経緯を伺うことができます。その一部を紹介すると、

「令和元年度、国の共同学校事務室設置推進を背景に、県の業務改善推進モデルの指定を受けた大町市の業務改善取り組みの一環として、市内学校間連携組織立ち上げの話が持ち上がりました。市教委と市事務研究会が検討を重ね、行政がすすめる北アルプス広域圏のように、学校間連携組織も郡内5市町村の広域にわたる組織ですすめることで決着し、令和2年度当初、5市町村教委・郡校長会・郡事務研究会の3者合同による北アルプス学校間連携連絡協議会が設立されました。大北小中学校事務研究会は、その連携組織の中で研究の母体として歩むこととなりました。」と表記されています。ここまで、多くの方々に支えられてこの組織が成り立っています。

組織の目的は、大北地区内の教育に関わる事務の効率化と標準化です。効率化・標準化することにより ⇒ 学校・地教委の業務改善 ⇒ 教員の事務処理負担の軽減 ⇒ 教員の本来業務時間の確保 ⇒ 質の高い授業 ⇒ 子どもの学びの向上をめざし、教職員の働き方改革と並行して協働で推進していきます。

そして、この組織の最大の強みは、4つの地域エリアで兼務発令を受けて、チームで仕事をしている点です。過大な表現にはなりますが、大北の全校が事務職員複数配置になったとイメージしてください。一人では重荷でもチームならできることがあります。一人で抱えず、人のつながりの中で仕事をしていきたいと思っておりますので、是非この連携組織をご活用ください。よろしくお願いいたします。

## 北アルプス学校間連携（共同学校事務室）とは

大北管内の公立小・中・義務教育学校に勤務する学校事務職員が、共同で複数校の事務・業務を効果的、効率的に実施することにより、学校事務の適正かつ円滑な執行、事務機能の強化を図るとともに、学校の教育力・組織力を向上することを目的としています。

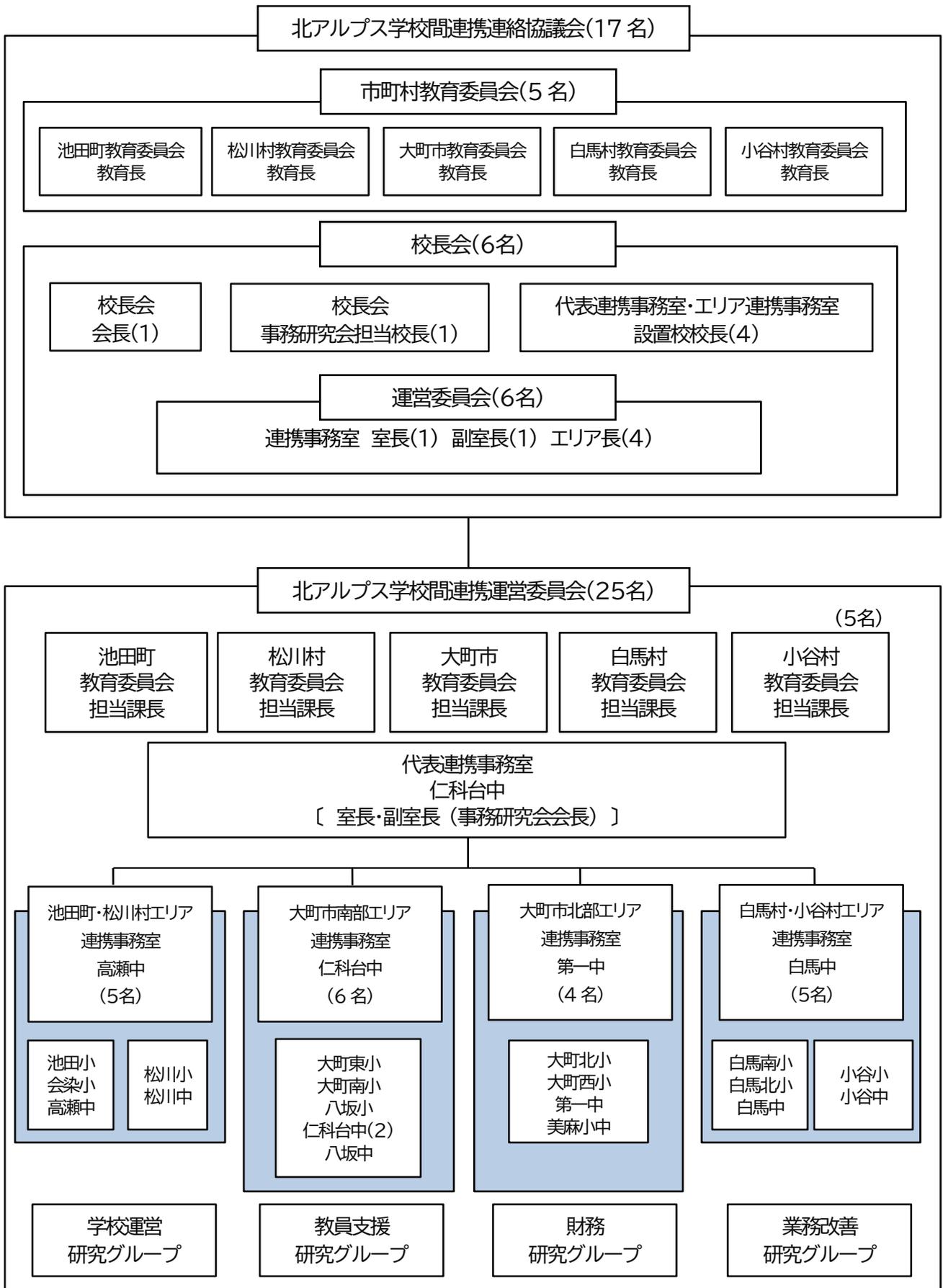
「共同学校事務室」は「※地教行法」47条4に位置付けられている「法制化された組織」です。

※ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

## 長野県内の学校間連携組織

- ◇ 「富士見町共同学校事務室」 …… 富士見町の小3校、中1校で構成 (R2.4.1～)
- ◇ 「塩筑南部教育事務支援室」 …… 塩尻市、山形村、朝日村、塩尻市辰野町中学校組合の小10校、中5校、義務教育学校1校 計16校で構成 (R2.12.1～)
- ◇ 「高森町共同学校事務室」 …… 高森町の小2校、中1校で構成 (R3.4.1～)
- ◇ 「飯田市共同学校事務室」 …… 飯田市の小19校、中9校 計28校で構成 (R4.4.1～)
- ◇ 「北アルプス学校間連携運営委員会」 …… 大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村の小11校、中7校、義務教育学校1校 計19校で構成 (R2.4.21～)

※この他にも山ノ内町（小3校、中1校）でも実施を研究中（R5.4.1～の実施を予定）



「北アルプス学校間連携」の活動の一つに、課題別グループ研究があります。

「学校運営」「教員支援」「財務研究」「業務改善」を研究テーマに位置付け、グループ毎に研究活動を行っています。本年度の研究活動について紹介します。



### 「学校運営研究グループ」

「学校運営」グループは、「学校事務職員の標準的職務表」について、令和3年度より継続して研究を進めています。H29.3月の学校教育法の改正により、事務職員がより主体的・積極的に学校運営に参画することが求められています。「標準的職務表」には学校事務職員が他の教職員及び市町村教育委員会と協働して行う事務等が示されていますが、本年度の研究では、その趣旨について教育関係者全体が理解すること、そして何よりも学校事務職員がそのことを理解した上で職務にとりくみ、各学校における教育目標の達成に寄与すること、教員の事務処理負担の軽減へつなげていくこと等を目指して研究を進めています。

### 「教員支援研究グループ」

「教員支援」グループは、本年度の研究課題を以下のように位置付けて活動しています。

- ① 共同学校事務室設置の目的等について、関係機関や教職員、保護者等に周知する「広報」を作成し、共同学校事務室の活動についての理解を得る。
- ② 教職員に向けた給与、服務、福利厚生等の「周知資料」を作成し、活用を図る。

様々な分野の情報提供を行いながら、教員の事務処理負担の軽減、本来業務の時間の確保につながる研究活動を進めていきます。

### 「財務研究グループ」

「財務研究」グループは、大北地区各学校の「備品管理」について、備品分類表の統一や備品台帳のデータ化等について研究しています。現在各学校で使用されている備品台帳・備品分類表の内容について、「品名」や「文言」の修正等も含めて検討し、現状に合った内容となるよう「改善案」を作成中です。備品台帳等の改善・標準化は、備品管理を行っていく上で教職員の「業務改善」につながっていくと考え、研究を進めています。

### 「業務改善研究グループ」

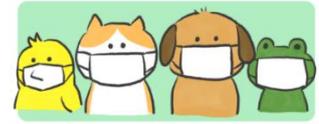
「業務改善」グループは、大北地区5市町村における学校関係規程について、統一できる規程や帳票等について研究し、取り扱いの「標準化・簡素化」にとりくんでいます。本年度は「服務規程」の整備や各市町村教育委員会決裁を学校長専決で取り扱うこと等について、他市町村の事例等も参考にしながら研究を進めています。これらの研究課題が教職員の「業務改善」へとつながるようとりくんでいきます。

「課題別グループ研究」では、これまでに『学校危機管理マニュアル』のためのチェックリスト(R2年度)、「学年会計事務取扱要領・会計ソフト」(R3年度)を研究し、大北地区内の市町村教委・各学校に資料提供等を行ってきました。今後も各研究課題について研究を進めながら、業務改善等につながるとりくみを進めていきます。

# 新型コロナウイルス感染症に係るサービス上の取り扱いについて

〈教員支援研究グループより〉

新型コロナウイルス感染症にかかわって、事例別にサービス上の取り扱いを一覧にしました。参考にしてください。（県費常勤職員対象）



## 【特別休暇】（非常災害による出勤困難）の対象となるもの

	事例	サービス上の取り扱い	期間	事由欄の記載
1	職員が感染した場合	特別休暇	その都度必要と認める期間	出勤困難休暇
2	職員に感染の疑いがある場合 （濃厚接触者となった場合等）			
3	親族が感染又は感染の疑いがある場合 （濃厚接触者となった場合等）			
4	職員がワクチンを接種した場合 接種後に発熱等の風邪症状がある場合 ※市町村により「職免」の場合も			
5	子が在学する小学校等が臨時休業となった場合			

※ 根拠法令：職員の勤務時間及び休暇等に関する規則に規定する定め等について 第8条関係 (1) 第1項第1号について  
 ※ 会計年度任用職員（県費）についても同一の取り扱い（有給）となります。

## 【特別休暇】（看護休暇）の対象となるもの

	事例	サービス上の取り扱い	期間	事由欄の記載
	子がワクチンを接種した場合 （中学生以下の場合に限る）の接種に付き添う場合	特別休暇	一年に5日（養育する子が2人以上の場合にあっては10日）を超えない範囲内で必要と認める期間	看護休暇

※ 会計年度任用職員（県費）については、勤務条件等により取得が可能な場合があります。（無給）

## 【職務専念義務の免除（職免）】の対象となるもの

職員がワクチンを接種した場合
接種に要する時間及び往復に要する時間
接種後に倦怠感やアナフィラキシーショック等の症状（上記4に該当しない副反応の場合）により療養の必要がある場合



### 「感染症法」の分類とサービスの取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症は現在、感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）による「2類相当」に分類されています。2類には結核や重症急性呼吸器症候群（SARS）等、危険度が高い感染症が分類されています。第7波の勢いが止まらず感染者数が過去最多圏で推移する中、現場の事務負担が増大している一方で、オミクロン株は重症化リスクが比較的低いことから、分類を季節性インフルエンザと同じ「5類」とするよう見直しを求める声も出始めています。感染症法の分類が見直されれば、サービス上の取り扱いが変更されることも考えられます。

・「北アルプス学校間連携共同学校事務室だより」第1号はいかがでしたでしょうか？今後も「共同学校事務室」の活動について、定期的にお知らせする予定です。どうぞよろしくお願いたします。

（大北事務研究会総務部 広報担当）